〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

控訴人は、「原判決を取消す。被控訴人の訴えを却下する。右却下が容れられない場合は、被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の主張および証拠関係は、控訴人において、当審証人Aの証言を援用したほか原判決事実摘示のとおりであるからこれを引用する。

〇 理由

当裁判所は、被控訴人の本訴請求を認容すべきものと判断するが、その理由は原判決理由説示と同一であるからこれを引用する。

当審における証人Aの証言によつても、右引用にかかる原審認定をなんら左右する ものではない。

よつて、原判決は相当であり本件控訴は理由がないからこれを棄却し、控訴費用の 負担について民事訴訟法第九五条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 高石博良 谷水 央 足立昭二)

(原裁判等の表示)

〇 主文

一 原告が昭和五三年三月二九日被告に進学奨励金及び入学支度金の交付を申請したのに対し、被告が何らの決定をしないのは、違法であることを確認する。

二 訴訟費用は被告の負担とする。

〇 事実

第一 当事者の求めた裁判

- 請求の趣旨

主文同旨

ニ 本案前の答弁

1 原告の訴を却下する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

三 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 進学奨励金及び入学支度金の交付申請

(一) 北九州市は、同和対策事業の一環として、進学奨励金及び入学支度金(以下進学奨励金等という。)交付の制度(以下本件給付制度ということがある。)を設けているところ、被告は、北九州市進学奨励金及び入学支度金支給要綱(以下本件要綱という。)に基づき、受給資格者に対して進学奨励金等の支給を決定する権限を有する者である。

(二) 原告は、未成年者であつて、北九州市内の同和地区に居住し、本件要綱の定める進学奨励金等の受給資格者であるところ、原告の肩書法定代理人は、原告に支給されるべき進学奨励金等の交付申請書の提出を訴外B(北九州市会議員)及び同安部千春(弁護士)に依頼した。同人らは、昭和五三年三月二九日北九州市教育委員会に赴き、学事課課長に面談の上、進学奨励金等交付申請書を所定の添付書類(本件要綱五条一項(2)(3)の書類)とともに同課長に提出し、もつて、被告に対して、進学奨励金等の交付申請(以下本件申請ということがある。)をならに対して、進学奨励金等の交付申請(以下本件申請ということがある。)をなりた。ところが、同課長は、所定の手続を経ていないことを理由に、右交付申請書のところが、同課長は、所定の手続を経ていないことを理由に、右交付申請書ので、おりに同書類を受領するよう求めて、これを同課長の机の上に置いて立ち去つた。なお、被告は、その後、右書類を原告に返送してきた。

2 被告の不作為

右申請により、被告は、速やかに進学奨励金等を支給するか否かの決定をなすべき 義務を負うところ、右申請のなされた日より相当期間経過した現在(ロ頭弁論終結 時は昭和五四年九月一四日)に至るも、何らの決定をなさない。

よつて、原告は、本件申請について何らの決定をしない被告の不作為が違法であることの確認を求める。

二 請求原因に対する認否及び被告の主張

(請求原因に対する認否)

1 請求原因1項(一)の事実は認める。

2 同(二)の事実のうち、B及び安部千春が教育委員会の学事課長に原告の進学 奨励金等の交付申請書を提出しようとしたが、同課長においてその受領を拒絶し、 右両人がその場に放置していつた書類を原告(その保護者)に返送したことは認め る。たたし、その交付申請か本件要綱の申請手続に従つたもので、必要な添付書類 がそろつていたことに否認する。その余は知らない。 右学事課長は 右交付申請が所定の手続を経ていないため その申請書の受領を拒

3 同2の事実及び主張について、被告が進学奨励金等を支給する義務を負うとの 点は争う。被告が原告主張の日時までに何らの処分をしていないとの点は認める。 (被告の主張)

本件訴は、第一に、本件要綱に基づく申請は行政事件訴訟法(以下行訴法という。) 三条五項にいう「法令に基づく申請」にあたらないばかりか、右申請に対する被告の応答(支給するか否かの決定)にはいわゆる処分性が存せず、第二に、原告には申請行為と目すべきものが存在せず、かつ、原告にはその申請の適格がないので、不適法として却下すべきである。その理由を詳説すると、以下のとおりである。

1 (一)行訴法三条五項にいう「法令に基づく申請」とは、国民の申請権(又はこれに対応する行政庁の応答義務)の存在が裁判所によつて画一的に判断される程度に明確に法文に規定されている(もつとも、それが当該法令の解釈上認められるものであることを妨げない。)場合における当該法令に基づく申請、すなわち適式の制定手続を経て一般に公布された法律又は条例に基づく申請を意味するものと解すべきである。

ところが、北九州市においては、同和対策審議会の答申(以下同対審答申という。)及び同和対策事業特別措置法(昭和四四年法律第六〇号、以下同対法という。)の精神に基づき、同和対策事業の施策の一つとして、昭和四一年度され、昭和五一年に内容が一部手直しされて、現在の本件要綱となつた。)。 右進学奨励金等支給制度は、同対審答申及び同対法の精神に則り実施されているの右進学奨励金等支給制度は、同対審答申及び同対法の精神に則り実施されているのも進学のであるが、同法は歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されているの地域について、国及び地方公共団体が協力して実施すべき同和対策事業に関いると、国及び地方公共団体が協力してまである各種の共行の制度を定めているにすぎず、右事業としてるはなく、単に努力目標といるを関係、範囲、対象住民等については何らふれるところはなく、単に努力目標といるものを定めているにすぎない。同法には、本件制度等について本件進学の支給を申請する権利は何ら存在しない。

本件制度は、北九州市が独自に設けた制度であって、同法に基づく原告の権利を具体化したものではなく、また、本件要綱の規定においても、進学奨励金等の支給を審査の上決定する(同要綱六条)とのみ規定しており、原告主張のごとく決定が義務づけられているものでもない。

被告である北九州市教育委員会教育長は、右制度の実施及び支給手続の事務処理基準として本件要綱を制定し、これに則つてすべての運用を行つているのであるが、本件要綱は条例でも規則でもなく、被告がその事務執行権限に基づき所掌事務にり、右補助機関たる職員らが本件要綱に基づいてその支給を受けようとする者としてする措置は、いわゆる行政指導にほかならない。北九州市の条例規則及び北九州市教育委員会公告式規則に基づされたが、北九州市公報に登載することによって(ただし、急を要する場合は、市役所されるよびとなっているが、訓令、通達については、かような公布を義務づけられていない。したがつて、本件要綱は、教育長の決裁を得たのみで、公布されることもなく、直

ちに実施に移されている。

(二) 本件給付制度の実施には、公金の支出を伴うため、予算を要するが、予算に関しては、市長が市議会に提案し、議決を得たうえ、その要領を住民に公表することとなつており、昭和五三年度の本件進学奨励金等については、歳出予算一三款教育費二項教育総務費(右進学奨励金等はその一部をなす。)として議決されている。

しかし、右議決は、市長等執行機関を対象とする内部的な意思決定の域を出ないものであつて、市民を対象とするものでないから、これによつて市民が直接に本件進学奨励金等の交付申請をする権利を有するとはいえないのは明らかである。 (三) 本件給付制度の右主張してきたような仕組みからすれば、原告が被告に対

- (三) 本件給付制度の右主張してきたような仕組みからすれば、原告が被告に対して本件要綱に基づいてなしたと主張する申請(本件申請)は、本件進学奨励金等の支給について、単に被告の職権の発動を促すものにすぎず、もとより被告がこれに対し応答する義務を負うものではないのであつて、行訴法三条五項にいう「法令に基づく申請」には当たらない。よつて、本件訴えは不適法であつて、却下を免れないものである。
- 2 (一)本件給付制度は、前記のように同対審の答申及び同対法の精神に基づいて、北九州市が同和対策事業の施策の一つとして実施している制度である。北九州市は、この制度の実施及びその支給手続について本件要綱を制定しこれに則つてすべての運用を行つているが、本件進学奨励金等の支給手続の前提となる申請手続は、本件要綱五条においてこれを定め、同条はその具体的な申請手続を被告に委ね、被告の指定する手続に従つて所定の書類を提出しなければならないこととなっているのである。

なお、右の関係団体とは、本件の関係では解同a地協である。

(二) 被告が、本件要綱五条の「指定する手続き」として、被告主張の手続きを 定めている理由は、次のとおりである。

(1) 本件給付制度は、北九州市における同和対策事業の施策の一つとして行つているものであり、その実施にあたつては、他の同和対策事業と同様、地区住民の自発的意志に基づく自主的運動と緊密な連けいと調和を保つて実施しなければならない(同対審答申)。

とくに、この制度は、恩恵的な融和手段としてではなく、不当な部落差別をうけている者の教育の機会均等を保障し、自立意識を高めて自らが将来部落解放の担い手となるべく、これを積極的に育成するという、この制度の趣旨・目的を受給者がよく理解し実践することを期待するものである。このような制度の趣旨を実効あらしめるためには、行政当局のみによつては到底不可能であつて、前記関係団体との間に連けいと調和を保つて実施する以外に、その実効は期し難いのである。

(2) 次に、本件給付制度の受給の対象者は、同和地区に居住し、かつ歴史的・社会的に不当な身分的差別を受けている者であるが、右の地区に居住しているかどうか、及びそのような差別を受けている者であるかどうかについては、被告においてこれを認定することは、全く不可能である。前記地区住民の自主的運動としての関係団体を通して明らかにする以外に、これを認定する方法はない。

ちなみに、原告は、新規にこの制度の受給を希望している者であり、被告において

は、この制度の対象者であるかどうかについては、全く判断がつかないのである。 (3) 同封審の答申では、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過 程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が 経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじ るしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されてい る市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な 社会問題である。」と述べられており、この趣旨からみても、本件給付制度は、対象地域に居住することのみで対象者を決定すべきではなく、その中で歴史的・社会 的に不当な身分的差別を受けている人々を対象とすべきである。属人を要件とする のは、血筋や血統を問題とするのではなく、事実としてその者が現に不当な差別を 受けているかどうかを問題としているのである。本件要綱二条一号が、 その奨学生 の要件の一つとして、「本人又はその保護者が同和対策事業特別措置法一条に規定 する市内の対象地区に居住し、同和対策事業の対象となる者であること」と規定し ているのは、そのあらわれにほかならない。身分的差別に無関係な住民が、たまた ま同和対象地区に混住するに至つたからといつて、本件進学奨励金等を支給される べき必要性と合理性は存しない(昭和五〇年六月一日付総理府主催全国同和地区実 態調査によれば、北九州市における対象地区の混住率は四七・九パーセントであ

(4) 原告は、全国部落解放運動連合会(以下全解連という。) a 支部を関係団体として認めるべきであると主張するが、全解連は、属地主義を主張し、解同を暴力と利権あさりの集団であると誹謗中傷することにより、市民の間に同和地区住民があたかも暴力と利権あさりの集団であるかの如き誤つた偏見と差別意識を助長している。これらは同和行政を推進する北九州市の基本的な考え方と相容れないので、関係団体とは認めていないところである。この同和行政推進に関する北九州市の基本的な考え方については、北九州市の昭和五二年六月の市議会において、共産党を除く全議員の一致で支持されている。

原告は、本件手続きによるならば、全解連a支部に所属することのみをもつて進学 奨励金等の支給を受けることができず、信条による差別をもたらすと主張している が、これは誤りである。本件手続きは、所属団体の違い・思想信条の違いによつて 差別するものではない。

いかなる団体に加入し、いかなる思想信条を有しているかに関係なく属地属人の要件に合致し、自覚自立意識を有する者であればたりるのである。現に、原告と同じ b地区に居住する者の子弟で、昭和五一年度には三名の者が教育長の指定する手続きに従つて申請し、進学奨励金等を支給されており、解同を脱退した後の現在においても、継続して支給されている事実がある。

原告は、被告の説明にもかかわらず、一度も解同a地協に赴いておらず、いたずらに対立と混乱をもちこみ、自ら申請支給の道をとざしているのである。

(三) 以上の点から、申請行為をしていない原告には本件訴の原告適格はなく、 本件訴は却下されるべきである。

三 被告の主張に対する原告らの反論及び主張 (被告の主張1に対する原告の反論及び主張) 1 被告の主張は、要するに、原告が被告に対して本件要綱に基づいてなした行為は行訴法三条五項にいう「法令に基づく申請」に該らず、右行為は、本件進学奨励金等の支給について単に被告の職権発動を促すものにすぎず、被告にはこれに対する応答義務はないので、被告の本件進学奨励金等の支給するか否かの決定は処分性を有しないというのである。

を具備するものと解するのが相当である。 3 以下の事実は、被告も認めているところである。即ち、 (一) 北九州市が同和対策事業の一環として進学奨励金等支給の制度を設け、被 告が、本件要綱に定めるところにより右進学奨励金等の支給を決定する権限を有し

ていること。

(二) 北九州市こおける本件進学奨励金等支給の制度は、昭和四一年四月に発足したものであり、それをうけて、被告はその受給資格、支給額、交付申請手続その他所要の事項を定めた支給要綱を制定し、昭和五一年一部手直しされて、本件要綱が制定され、これに従つて進学奨励金等の給付手続をなしている。

本件要綱五条によれば、進学奨励金等の支給を受けようとする者は、所定の様式による交付申請書に在学証明書、住民票写し等を添付して被告に提出すべきものとされているが、実際の取扱いとしては、制度発足当初より、右交付申請書用紙は解同の各地協に備え付けられており、各申請者はその者の属する解同地協を通じて申請書等を被告に提出し、その際解同地協の責任者が申請書に確認印を押捺するという方法によつていた。

本件要綱五条の規定は、昭和五一年四月一日改正され、教育長の指定する手続に従って所定の書類を被告に提出しなければならないこととされたが、右改正の趣旨は、右に述べた従前の取扱いの根拠を定めようとするものであつて、被告は、その「指定する手続」を文書により明らかにしているものではないが、右の「指定する手続」として、各申請者が所属する解同地協を通じて申請書等を提出すべきものと定めている(そのことは、申請者に対し、必要に応じ個々的に説明している)。(三) 北九州市においては、同対審答申及び同対法の精神に基づき、同和対策事

(三) 北九州市においては、同対審答申及び同対法の精神に基づき、同和対策事業の施策の一つとして、進学奨励金等の支給制度を設けたこと。それは、予算として議会で議決し、被告がこれを執行していること。 4 以上の事実を前提に考えれば、本件給付は、同対決四条、八条(その準用する六条)の趣旨を受けて、北九州市が地方公共団体の権能に基づき行う「同和対策事業を対して、北九州市が地方公共団体の権能に基づき行う「同和対策事業を対して、北九州市が地方公共団体の権能に基づき行う」

4 以上の事実を前提に考えれば、本件給付は、同対決四条、八条(その準用する六条)の趣旨を受けて、北九州市が地方公共団体の権能に基づき行う「同和対策事業」(それは一般公共事務に属すると考えられる。)の執行として被告が行つているものであり(地方自治法二条二項、一四八条)、財務上は地方自治法二三二条の二によつて議会の議決を受けた予算の執行たる性質を有し、その給付を実施する具体的制度を定立するものとして、本件要綱が定められたものとみることができる。そして、本件要綱に具体化された本件給付制度の総体は、北九州市が同対法の要請を具体化するためにしているもので、その存在が同法によつて裏付けられた一つの法制度ということができる。

法制度ということができる。 同対法は、同対審の答申の趣旨をうけて昭和四四年七月一〇日公布(同日施行)された限時法(昭和五四年三月三一日限りのところ、昭和五三年法律第一〇二号(同法の一部改正法同年一一月一三日公布)によつて更に三年間延長)であるが、その立法目的を「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのつとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(対象地域)について国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目標を明らか

にするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることによ り、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与す る。」ものとし(一条)、これが達成のため「同和対策事業」の「迅速かつ計画的 な推進」が「地方公共団体の責務」とされ(四条)、そのために、地方公共団体は 「国の施策に準じて必要な措置を講じなければならない」ものとし(八条)、右同 和対策事業の目標を、窮極において「対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を 不当にはばむ諸要因を解消すること」に置いている(五条)のである。かかる同和 対策事業にかける同法の理念およびその実現の仕組みに照らせば、同法が、対象地 域において行なわれる同和対策事業の内容を具体的に直接法定していないのは、国 又は地方公共団体が、その事業の実施に当り、各地域が置かれている現実に即して、法六条各号に定めるような事業を任意に選択して弾力的に実施できるようにし て置くことが、より効果的であると考えたためと解されるのである。してみると、 各地方公共団体が、その選択した具体的施策を実施するに当り、必ずしもこれを条 例・規則化する義務はないとしても、一旦地方公共団体が同法の掲げる同和対策の 実施そしての具体的施策を、たとえ要綱(それが長の事務執行権限に基づくものとしても)によつてではあれ、対象地域の住民に対して宣明し、これを制度化したと きは、同制度は、同対法に基づく制度として機能、かつ機能さすべきものと解すべ きである。

こして、前記の事実によれば、本件給付制度が、これを受けようとする者の申請が あつて始めて、被告がその応答(支給するか否かの決定)をなす制度として定着し ていることは明らかである。

そして被告も、地方自治法二三二条の二に基づき、予算を計上して市議会の議決を受けるとともに、本件要綱によつて一定の受給要件を定立して関係者に周知させ、受給資格を有すると思料する者の申請に応じようとしているのである。そうであればもはや、その支給するか否かが被告の権限にあるとはいえ、それが絶対的な自由裁量に委せられて、要綱の定める受給要件を充たす者についても、支給しないこととする恣意的自由を有するものとは到底考えられず、本件要綱に定められた受給要件を充たした者からの受給申請に対しては、これを拒否するにつき合理的な事由の存しない限り、被告は本件要綱の定める給付をなすべき義務が生ずるものと解すべきである。

6 そのように、本件給付制度が同封法に基づく同和対策事業の具体化された施策の一つであること、同法の立法趣旨等に鑑みれば、本件給付の実施に当り、その受給資格者の間における恣意的選択が許されないことなど、以上の諸点を総合して勘案すれば、本件給付制度によつてその受給有資格者が享受する受給付利益は、法律上の保護に値いする一個の法的利益と認められるのである。

そして、本件給付制度の仕組の下においては、右法的利益の実現は、受給を希望する者の申請に基づいてする被告の支給決定によつてはじめて遂げられるのであり、かつ、その支給要件の存否については、受給資格が具備されているかどうか、更は、それが具備されているときでもなお支給しないこととし得る特段の正当理的ない。してみると、被告のする支給するか否かの決定は、右受給申請者の法的利益にかるとの法的効果を直接かつ一方的に生ぜしめる効力を有するものであると、被告は、右受給申請者の持つ法的利益に対応して、これを具現すると否との応答義務を負うものとしなければならない。そして、それらの点ができると否との応答義務を負うものとしなければならない。そして、それらの点と前記同対法の要請に基づき実施される同和対策事業の帯有する公益性とに鑑みれ

ば、右応答(支給するか否かの決定)は、もはや単なる給付の申込に対する承諾す るか否かの意思表示に止まらず、一個の公権的行為として、行政処分性をも具有す るものと解すべきである。そうであるとすれば、その受給資格を有するものとし て、被告に対し、本件要綱の定める給付金の受給申請をなした者は、その支給する か否の応答を受ける法律上の利益を有し、被告には、その応答をなすべき義務が生 じ、右申請は不作為違法確認の訴における「法令に基づく申請」にあたると解すべ きである。

よつて、本件給付制度における本件要綱に基づく申請は、これを行訴法三条五 項にいう法令に基づく申請と解すべきであり、これに対する被告の応答は処分性を 有するものと解すべきである。

(被告の主張2に対する原告の反論及び主張)

被告が指定した旨主張する申請手続は、以下に述べる理由により、違法、無効であ り、原告らが本件申請を現実になし、現在も決定を待つていることは明白であるか ら、原告らに本件訴をなす適格がないとの被告主張は失当である。

被告は、本件要綱五条に基づき、「教育長の指定する手続」として、 民の自発的意思に基づく自主的運動として地区住民の多数で組織されている歴史と 伝統をうけつぐ関係団体の窓口に交付申請書を備え置き、申請者がこれに必要事項 を記入のうえ必要書類をととのえて、右関係団体を通じて教育長に提出しなければ ならない。」ことと定めていると主張するが、同条において申請の手続を教育長に 包括的に委任している点に問題があることは別にしても、被告主張のような申請手 続が教育長によつて指定されたことについては何ら明文化されておらず、口頭で関係者に指示されているだけである。このような方式で指定された教育長の手続は、それ自体違法、無効であつて、何ら法規性を有しないものである。 2 本件進学奨励金等の給付制度は、北九州市が憲法、同対法、地方自治法上の権

能に基づき、その行政の一環として制定実施されたものであり、被告は、その事務 を自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行する義務を負う(地方自治 法一三八条の二)ものである。そして、北九州市がその権限の一部を委任もしくは 臨時に代理させることのできる範囲は「当該普通公共団体の吏員」に限定されてお り(同法一五三条)、およそ、その事務を第三者に代行させることはできないのであって、憲法九四条の趣旨からもそのことは明らかである。

被告は、本件進学奨励金等の交付申請は「関係団体」を通じてなされなければならず、原告にとつてこの関係団体とは解同a地協であると主張する。しかし、解同a 地協なるものは、何ら法令の規制も受けない純然たる民間団体であり、北九州市が その運営を関知し、これに介入するような立場にはない性格の団体である。しか も、本件進学奨励金等支給手続に関して、解同a地協と北九州市の間に事務委託契 約が締結されている事実もないのであるから、解同a地協は北九州市に対して法的に完全に無責任であり、まして北九州市民に対して法的責任を負う立場にないことは明らかであつて、いかなる意味においても、解同a地協が北九州市の行政権能を代行することはできないのである。

従つて、被告が主張するように、本件申請の「窓口」を解同地協「一本」にするこ と、即ち被告若しくはその補助機関が直接本件申請を受理できず、解同地協を経由 させること自体、受理業務という木来被告に属すべき行政権能を、事実上、解同地 協に代行させるものであるから、行政庁の判断を直接受けるという住民固有の権利 を侵害するものであり、違法と言わざるを得ない。

仮に、解同a地協等を通じての申請が単なる経由であるならば、それ自体は合法で あると解する余地があるとしても、実態に即して見るならば、原告らの申請が解同 a地協を経由する過程で「申請者が制度の趣旨に合致した者であるかどうかを明確 a 地協を経田する過程で「中請有が制度の趣目に言致した者であるかどうかを明確にする。」のであるから、つまるところ解同 a 地協が北九州市に代つて申請を認容し若しくは拒否する権限を有していることになり、これは被告の行政権能の一部代行にほかならず、原告の有する前記の権利を侵害することは明らかであつて、このような経由手続は違法、無効と評価されるべきである。 3 被告は、解同地協を通じて申請書類を提出しなければならない理由の一つとして、申請者が本件進学奨励金等の支給制度の趣旨に合致した者であるかどうかは、関係団体を通じて明確にするほかに支持がないようです。

関係団体を通じて明確にするほかに方法がないと主張する。

しかし、先ず、本件制度の受給対象者が同和地区に居住する者のうち歴史的、社会 的にいわれのない身分的差別を受けている者に限定されるとの被告の主張(北九州 市の同和行政におけるいわゆる属地属人主義)に誤りがあり、そのような前提に立 つが故に、対象者の判別をしなければならなくなるのである。

即ち、同対法は、同和対策事業が対象地域に対する施策であることを明白に規定し ているのであつて(同法一条、五条、六条参照)対象地域における住民のうち「社 会的に身分的差別を受け」ている住民のみを対象にする施策とは規定していない。 「社会的に身分的差別を受け」ている住民のみを対象とするならば、その基準は血 筋、血統であるが、部落が血筋を起源とするものでないことは、学問的にはすでに 明らかにされた歴史的事実であり、水平社以来の解放運動も「部落―血筋」という 謬見に対してたたかつてきたのである。同封審答申も、世人の偏見を打破するた め、この点に触れて、部落は血統によつて継承されたものではないことを強調して いる。 以上のとおり、北九州市の、ひいては被告の同封法の解釈は明らかに誤つたもので なお、仮に被告主張の見解をとるとしても、社会的に身分差別を受けている住民か 否かの判断が被告にとつて絶対に不可能であるとは到底考えられない。 仮に、本件制度の受給資格者が、地区住民の自主的運動としての関係団体を通 して明らかにする以外にこれを認定する方法がないとしても、関係団体を解同のみ に限るのは理由がない。解同も全解連も各地区単位で組織されており、解同 a 地協と全解連 a 支部を比べれば、全解連 a 支部の方が多数を組織しているのであつて、 全解連は地区住民の自主的運動としての関係団体といべく、受給資格者の認定は原 告の属する全解連a支部でも十分に可能である。そして、全解連は、解同の部落排外主義と反共、暴力、利権路線の逆流に反対し、部落解放運動の正常な前進をめざしてたたかつてきた部落解放同盟正常化全国会議(正常化連)が昭和五一年三月改 組し、部落解放運動の本流をになうにふさわしい方針と体制を確立したものであつて、まさしく水平社以来の歴史と伝統をうけついでいるのである。 被告主張の申請手続は、同和対策事業はすべて解同を通じて行うというもので あり、この「窓口一本化」は、かつて多数の自治体において採用されていたが、近 時、全解連の結成等、同和地区住民の間に正しい部落解放運動への動きが強まる中 「窓口一本化」行政の不公正、乱脈な実態が次第に明らかにされ、それに対す る批判が社会的世論として大きく盛り上るに至つた。 このような状況の中で、国は、昭和四八年五月一七日政府各省事務次官連名で、都 道府県知事及び指定都市市長らに対し、「同和対策事業の推進について」と題する 通達を出し、その中で、同和対策事業の執行に当つては、同和対策行政のめざす受 益が対象地区住民に均しく及ぶことが必要であるので、行政の公平性と対象地区住 民の信頼の確保のため十分留意するよう指示するに至つた。 全解連a支部も、右のような状況を背景に結成されたものである。即ち、従来、解 同a地協はc支部のみであつたが、昭和四八年三月三〇日、a区のb地区にb支部 (支部長C、書記長D)が結成され、以後同地協はb支部とc支部とから成ること 会、他団体との交流等を精力的に推進し、加盟者は八六世帯、三二〇人にも達した。そして、その中で、特に八鹿高校事件の現地調査や学習、いわゆる狭山事件裁判に関して昭和五一年五月二二日に同盟員の子弟を一斉休校させるという方針(い わゆる狭山同盟休校)について、解同b支部で数次にわたつて学習、討議をなした 結果、現在の解同の方針は基本的に誤つているという結論に達し、同年五月九日同 支部の臨時総会を開き、満場一致で支部ぐるみで解同を脱退し、全解連に加入する 旨の決議をなしたのである。 以上のような実情のもとにおいて、なお「窓口一本化」に固執し、解同地協を通じ てでなければ本件進学奨励金等支給の申請ができないとすることは、思想、信条に よる差別をなすものにはかならず、到底許されない。けだし、本件において、原告 よる差別をなりものにはかならり、到底計されない。けたし、本件において、原告が解同 a 地協を通じて申請をするとなると、最終的な決定は被告が行うにしても、解同 a 地協の意見は原告らの申請が認められるかどうかについて大きな影響を与えることになる。部落解放の運動方針をめぐつて同和地区住民の間に深刻かつ様々な対立があり、異なる運動方針をもつ団体が複数存在している以上、一方が他方を排除することは十分にありうるところである。このような現状のもとでは、被告主張の申請手続は、地区住民の間にいたずらに対

このような現状のもとでは、被告主張の申請手続は、地区住民の間にいたずらに対立と混乱をもち込むのみであつて、有害無益であるのみでなく、行政の公平性を損うとともに、同和事業対象者の間に新たな差別を生むことになり、同対法の目的に反することになるのである。

以上、いずれの観点からするも、被告が指定したと称する申請手続は違法、無効で

あつて、原告の本件申請行為は適法な申請と評価さるべきである。 第三 証拠(省略)

〇 理由

一 被告は、第一に、本件要綱に基づく申請は行訴法三条五項にいう「法令に基づく申請」には該らず、また、右申請に対する被告の進学奨励金等を支給するか否かの決定は処分性がないので、原告が申請手続を経たと否とにかかわらず、本件訴は却下されるべきであると主張しているところ、元来不作為の違法確認の訴えを提起するにつき法律上の利益を有するのは、法令上何らかの申請権が付与されている者に限られるから、本件要綱に基づく申請が、かように行訴法三条五項にいう「法令に基づく申請」に当るかどうかは、原告適格の問題即ち訴訟要件の問題であると解するのが相当である。そこで、まずこの点につき判断する。

1 被告が昭和五一年に本件要綱を制定したこと(右要綱は、昭和四一年に制定されていた支給要綱のうち、主として「教育長の指定する手続」の部分を改めたものである。)、右要綱は公布されていないこと、被告が、右要綱に基づき進学奨励金等を支給するか否か決定する権限を有することは、当事者間に争いがなく、右要綱以外に、直接本件申請の手続、要件を定めた法令は存在しない。

成がに、 は特別には ないる ないて ないて 、文学の 、大学の 、大学の

2 成立に争いのない甲一号証、乙一号証(右各号証は同一のもの。)、乙六、七、一〇号証、原本の存在、成立とも争いのない甲二号証、乙三号証(右の各号証は同一のもの。)、甲七号証(Dの証人調書)、証人B、同Aの各証言及び弁論の全趣旨によれば、以下の事法が認められ、古認定に反する証拠はない。

(一) 北九州市は、同対法制定以前からも、あらゆる国民に基本的人権の享有を保障している日本国憲法の理念、同対審答申の精神から、行政が同和問題の解決に責任をもつべきことは当然であると考え、同和問題の早急な解決をはかるため、さまざまの施策、事業を実施してきており、同対法制定後も、その法の精神をふまえた同和対策事業を推進してきた(なお、同法は、昭和四四年に制定されたもので、一〇年間の時限立法であつたが、同五三年一〇月二〇日に同法の期限を同五六年三月三一日まで延長することになつた。)。

 趣旨は、右に述べた従前の取扱いの根拠を定めようとするものであつて、被告は、「その指定する手続」を文書により明らかにしているものではないが、右の「指定する手続」として、「地区住民の自発的意思に基づく自主的運動として地区住民の多数で組織されている歴史と伝統をうけつぐ関係団体の窓口に交付申請書を据え置き、申請者がこれに必要事項を記入のうえ、必要書類をととのえて、右関係団体を通じて教育長(被告)に提出しなければならない。」と定め、かつ、この「指定する手続」を、関係団体を通じてその支給対象となる地域に周知させており、又問合せ等があれば、その「指定する手続」を含む申請方法を教えて周知させている。お、本件における関係団体とは、解同 a 地協をさしている。(三) 被告は、従来の行政実務として、「指定する手続」に従った申請があれ

(三) 被告は、従来の行政実務として、「指定する手続」に従つた申請があれば、すべて受理したうえ、その申請が本件要綱に定める要件に合致している以上、必ず進学奨励金等を支給しており、右要件に合致していても、予算がないなどの他の理由によつて支給しない等といつた例はなく、申請を受理して要件に合致しているのに、支給しないというような裁量的な取扱いは許されないものとして、これまで運用してきた。

(四) 北九州市は、進学奨励金等支給の制度には、当然公金の支出を伴うため、予算を要することとなるので、市長が市議会に提案し、昭和五三年度の進学奨励金等の支給については、歳出予算一三款教育費二項教育総務費(右進学奨励金等はその一部をなす。)として議決されている。

3 右2の認定した事実関係によれば、本件給付は、同封法制定以前は日本国憲法及び同対審答申の精神をふまえ、同対決制定後はこれに加えて同対決八条(同法四条、六条による国の施策に準じて)の趣旨に則つて、北九州市が地方公共団体として執行する同和対策事業(一般公共事務に属する。)として、被告が行つているものであり(地方自治法二条二項、一四八条)、財務上は、地方自治法二三二条の二に基づき、議会の議決を受けた予算の執行たる性質を有し、その給付を実施する。体的制度を定立するものとして、本件要綱が定められたものとみることができる。換言すれば、本件要綱によつて具体化された給付制度は、北九州市が同対法八条の趣旨を具体化するために行つているもので、少なくとも同対決制定後は、その存在が同法によつて裏付けられた一つの法制度ということができる。

趣旨を具体化するために行つているもので、少なくとも同対決制定後は、その存在が同法によつて裏付けられた一つの法制度ということができる。 そして、同対法は、その立法目的を、「すべての国民に基本的人権の享有を保障す る日本国憲法の理念にのつとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が 阻害されている地域(対象地域)について国及び地方公共団体が協力して行なう同 和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別 の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及 び福祉の向上等に寄与する」ものとし(一条)、右目的達成のため、同和対策事業の迅速かつ計画的な推進が地方公共団体の責務とされ(四条)、そのために、地方 公共団体は国の施策に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとし(八条)、右同和対策事業の目標を、窮極において対象地域の住民の社会的経済 的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することに置いている(五条)のであ る。右のような同和対策事業における同法の理念及びその実現の仕組に照らすなら ば、同法が、各対象地域における現状がそれぞれ異なり、それに応じて同和対策事 業も異なることに着目して、具体的には対象地域において行われる同和対策事業の 内容を六条各号における程度にしか法定せず、地方公共団体等が、各対象地域のそれぞれの現状に応じて、個々的に制度等を設定し、法六条各号の事業を選択して実施できるように配慮して制定されたものと解される。そうすると、地方公共団体 は、法六条各号の事業のどの施策を実施するかとか、或いは、どの施策の実施をし てはならないとかいつた事業の選択における拘束をうけることはないが、一旦具体 的施策を選択し、それを実施するに至つた場合には、それを制度化する直接の根拠 が、たとえ元来事務処理上の指針として一般に公布されることのない要綱によるも のであつても、該制度が、対象地域の住民に公知のものとされ、これが制度化されたときは、右制度は、同対法に基づく法制度として機能しているものと解すべきで

あり、本件給付制度の場合も、その例外ではないというべきである。
4 かようにして、本件給付制度は、同対決六条六号の具体化としての同和対策事業の一施策(制度)であるが、前述のように、同対決及びそれに基づく同和対策事業の目的であり、また目標である、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(対象地域)について、教育の充実等を図ることによつて、その住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することは、すべての画民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に鑑みて国及び地方公共

団体に課せられた責務であり、このことと、法の下の平等の原則とに照らすならば、同封法に基づき行われる具体的施策は、対象地域の差別をうけている住民全て に対し、各施策の性質に応じて公平に行われなければならないことは明らかであ り、本件給付制度のように、対象地域の差別されている住民に対し、一定の支給要 件を定めて補助金給付をなすものである場合には、その要件を備えている者はすべ て公平にその支給をうけられるべきものであることは、当然の事理に属する。 そして、北九州市は、地方自治法二三二条の二に基づき、本件給付制度を裏付ける 予算措置をとるため、市議会に諮つてその議決を受け、他方、被告は、本件要綱に よつて一定の支給要件を定め、これを関係者に周知させ、受給資格をそなえた者の申請に応じているのである。そうすれば、本件進学奨励金等を支給するか否かを決 定することが、被告の権限に属せしめられていても、それは、その支給を申請した 者に対し応答をするか否かの恣意的な裁量までを許すものでないことは、みやすい 道理である。即ち、被告は、本件要綱に定められたところに従つて本件進学奨励金 等受給の申請がなされれば、これを支給するか否かの応答をなすべく、その場合、 該申請が同要綱に規定した支給要件を満たすものである以上、特段の事由のない限 り、同要網に定められた給付をなす義務が生ずるものと解すべきである。
5 以上るる検討してきたところに従えば、本件給付制度は、憲法及び同対審答申 の精神を受けて制定された同対法に基づく同和対策事業の具体化されたものであ り、右給付制度の実施において、被告においてこれに応答する否かが恣意的に選択 できるものではなく、しかも、支給要件を満たす者からの申請に対しては、特段の事由のない限りその支給に応じなければならないことなどの諸点に照らして勘案す れば、本件給付制度によって進学奨励金等の支給を受け得る利益は、具体的な権利とまではいえないにしても、法的に承認されあるいは保護さるべき利益ということ ができる。そして、前認定の事実によれば、本件給付制度でとられている給付の仕 組としては、受給希望者の申請とそれに基づく被告の支給するか否かの決定を経な ければ、右法的利益は実現できないこととされており、しかも、その際の支給要件 の存否を判断する権限は、もつぱら被告に属しているのである。かように、被告の なす支給するか否かの決定は、受給申請者の法的利益を実現するか否かの法的効果 を直接かつ一方的に生じさせるもので、かつ、その決定に際し、恣意的な判断(選択)が許されるわけではないことからすれば、受給申請者の申請に対して被告がなすべき応答(支給するか否かの決定)は、まさしく行政処分としての決定と解すべきなる。これを見るである。 これを目して、私法上の契約の申込みに対する承諾や行政庁の職権発 動による行為として評価することはできない。 そうすると、本件要綱の定めに従つて給付申請をした者は、その支給するか否かの 応答を受ける法律上の利益を有する反面、被告はその応答をなすべき義務を負うものというべきであるから、右申請は、行訴法三条五項に定める「法令に基づく申請」にあたり、被告のこれに対する応答(支給するか否かの決定)は、行政処分性を有することが明らかである。

叙上の判断に反する被告の前記主張は、これを採用することができない。

被告は、第二に、原告のなした本件進学奨励金等給付の申請なるものは、本件 要綱に定められた手続を履銭していないので、不作為の違法確認の前提となるべき申請が存在せず、したがつて、本件訴は、原告適格を欠き、却下されるべきであると主張するので、以下この点につき判断する。
1 (一) 北九州市が、同和対策事業の一環として、進学奨励金等の支給制度(本件要綱)を設け、被告が、本件要綱に定めるところにより、右進学奨励金等の支給を対象する。

を決定する権限を有していること、北九州市会議員のB及び弁護士の安部千春(本 件原告訴訟代理人)が、昭和五三年三月二九日北九州市教育委員会に赴き、学事課 長に面談して、本件申請書類(内容については後述)を同課長に提出したが、同課 長は、所定の手続を経ていないとの理由で、右書類の受取りを拒否したので、右両名は、学事課長に対し、同書類を受取るよう言つて、右課長の机上にこれを置いて立ち去り、右書類は、その後、被告から原告に返送されたことは、当事者間に争い

がない。 (二) 証人Bの証言によれば、右提出した書類の内容は、本件要綱五条による入 学支度金及び進学奨励金交付申請書、高校の合格証明書、戸籍謄本、住民票であ り、かつ、前記B、安部の両名は、原告の保護者E(本件原告法定代理人)から右 書類提出のための委任を受けていたことが認められ、右認定に反する証拠はない。 2 前掲甲一、二、七号証、乙一、三、六、七号証、甲七号証により成立の認められる甲四号証、前掲B、Aの各証言及び弁論の全趣旨に前記当事者間文争いのない 事実を総合すると、以下の各事実が認められ、右認定に反する証拠はない。 (一) 北九州市における本件進学奨励金等の制度は、昭和四一年に発足したもの 被告はその受給資格、支給額、交付申請手続その他所要の事項を定めた支 給要綱を制定し(昭和五一年それを一部手直しして本件要綱とした。)、これに従 つて進学奨励金等の給付手続をなしている。 本件要綱五条によれば、進学奨励金等の支給を受けようとする者は、所定の様式に よる交付申請書に在学証明書、住民票写し等を添付して被告に提出すべきものとさ れているが、実際の取扱いとしては、制度発足当初より、右交付申請書用紙は解同の各地協に備え付けられており、各申請者はその者の属する解同地協を通じて申請 書等を被告に提出し、その際、解同地協の責任者が申請書に確認印を押捺するとい う方法によつていた。 右要綱五条の規定は、昭和五一年四月一日改正され、「教育長の指定する手続に従って」所定の書類を被告に提出しなければならないこととされたが、右改正の趣旨 は、右に述べた従前の取扱いの根拠を定めようとするものであつて、被告教育長 は、その「指定する手続」を文書により明らかにしているものではないが、右の 「指定する手続」として、各申請者が所属する解同地協を通じて申請書等を提出すべきものと定めている(そのことは、申請者に対し、必要に応じ個々的に説明して いる。) 原告の居住する北九州市<地名略>(b地区の一部である。)は、いわゆ る同和地区の一つであるが、従前は同和運動の団体に組織化されていなかつたとこ ろ、昭和四八年三月地区住民の発意により解同a地協b支部が結成され、従来から 存在したc支部と共に同地協を構成し、以来同市における各種の同和対策事業の対 象とされるようになった。 その後、a地協b支部においては、学習会等の活動を通じて同和問題に取り組むう ち、殊に兵庫県八鹿高校で生じた暴力事件の現地調査を契機として、解同の運動方 針に疑問を抱くようになつたのであるが、たまたま昭和五一年五月いわゆる狭山差 別裁判抗議のための同盟休校が解同の運動方針として打ち出された際、このような 活動に子供達まで巻き込むことに対する強い反対意見が出され、何度も集会を開い て討議した結果、b支部の所属者全員が解同を脱退して全解連に加入し、新たに全 解連福岡県a支部を組織するに至った。 (三) 北九州市では、本件進学奨励金等に限らず、出産助成金、就職支度金その他の給付、住宅資金の貸付等同和対策事業にかかる各種の給付の申請は、すべて解 同地協に備え付けられた用紙により解同地協を通じて行わせること(いわゆる「窓 ロー本化」)としているため、従前解同a地協b支部に所属していた者は、全解連 a支部の結成以来右各種の給付を受けられなくなつたほか、同市保健所による定期 健康診断等も打ち切られる事態となつた。 そこで、原告(その保護者)は、本件進学奨励金等の支給の申請にあたつては、解 同a地協を経由せずに、前記B、安部干春の両名に右申請手続の代行を依頼し、右 両名が被告の担当職員に申請書等を提出したのであるが、担当職員は、右の申請が 解同a地協を通じてなされていないことを理由に、その受領を拒絶し、これに対 し、原告の右代理人らは、右経由の不要を主張して譲らず、前記のように、右代理 人らがその場に差置いた申請書類が返送されるに至つたものである。 3 原告は、本件要綱五条の「教育長の指定する手続」は、具体的に何によつて定められているのかが明らかでなく、その内容が一般に知りうる状態にないので、恣 意的に運用されるおそれがあり、法規性を有するものではないと主張している。そこで、この点につき判断するに、同条の「指定する手続」とは、申請書等を解同地 協を通じて提出することをいい、それは本件進学奨励金等の制度の発足以来一貫し て行われてきた手続であることは、前記のとおりであるうえに、その支給の対象と なる者の範囲が比較的限定されていることからするならば、解同地協を通じての申 請手続の指定が、外部的に明確な方式でなされていないからといつて、それがため に、右指定自体が直ちに無効なものであるとはいえない。 しかしながら、右の「指定する手続」の内容については、更に検討の必要がある。 本件進学奨励金等の性格を考えてみると、それは、同和対策事業の一環として実質的な教育の機会均等の確保を目的とするものであり、そこで本質的に重要なのは、 本来進学奨励金等を受けるべき地位にある者が適正に選定され、これによつて同和 問題の解決に効果的に寄与することであるのは、多言を要しない。従つて、右の 「指定する手続」も、この見地にたつて定められるべきものであり、もし仮に、 「指定する手続」が著しく不合理なものであつて、そのために本件進学奨励金等支

給の制度目的が甚しく阻害されるような場合においては、右の手続の指定は、その 内容において違法、無効と評価されてもやむを得ないものを解される。

そこで、右の点につき考えるに、被告は、本件進学奨励金等の交付申請書及び その他の必要書類を解同地協を通じて被告に提出しなければならないとした理由 は、同和対策事業の一環たる制度の目的を実効あらしめるためには、地区住民の自 発的意志に基づく自主的運動と緊密な連けいと調和を保つて実施する必要があるこ と、進学奨励金等の支給対象者を被告が独自に判定することは不可能であつて、前 記の自主的運動としての関係団体を通じてこれを明らかにする以外に方法がないこ と等の点にあると主張する。

しかしながら、右の方法は、関係団体が一つに統合されているか、あるいは複数の 関係団体の間に正常な関係が保たれている場合には、問題なく有効に機能するであ ろうけれども、関係団体の間に対立、反目が存在するときは、そこに複雑、困難な 問題が生じることは容易に予測されるところであり、ひいては、同和行政本来の目的に背く結果となることも決してあり得ないことではない。これを本件についてみるに、原告が被告の勧告にもかかわらず本件進学奨励金等の

交付申請を解同る地協を経由して行わなかつたのは、従前原告の保護者の所属して いた解同a地協b支部が解同から脱退して全解連に加入したためであることは前記 のとおりである。そして、右の脱退が同和運動団体内部における活動方針について の対立を原因とすることも前記のとおりであるが、前認定の事実に加え、前掲甲 四、七号証、弁論の全趣旨及びそれにより成立の認められる甲三、八、九号証によ れば、同和運動の方針をめぐつて解同内部に生じるに至つた対立、抗争及びこれを 引き継いだ解同と全解連の対立関係は、同和運動のあり方、更には党派闘争にもか かわる深刻なものであつて、事柄の性質上、全国的な規模のものであり、かつ根の 深いものであることが窺われる。前掲甲七号証によれば、原告の属する解同 a 地協 b支都が解同を脱退して全解連に加入するに至つたのも、右の対立が原因であると 認められ、このような状況であるから、原告に対し、全解連に加盟しつつ、本件進 学奨励金等の交付申請は解同 a 地協を通じてなされるのを期待するというのは、む

しろ難きを強いるものといわざるを得ない。 以上のとおりであつて、解同を通じての申請手続が効果的に機能してきた基盤は、 一部崩壊してきており、かえつて、そのために本件紛争が生じたということができ

右のように、被告主張の「指定する手続」の合理性を担保する前提は既に消滅して いるにもかかわらず、従前の取扱いを「指定する手続」として原告に強制することは、原告に対し、本件進学奨励金等の受給の途を閉ざすことを意味し、著しく不合 理な結果となる。

なお、被告は、同和対策事業の対象者は、関係団体を通じてでなければこれを明らかにすることはできない旨主張するが、被告のいう関係団体とは解同を指すと解さ れるところ、原告らの属する全解連b支部がかつては解同a地協b支部であつたこ とから考えても、被告において原告が同和対策事業の対象者であるか否かの判断を なす手段を全く有しないとは考えられず、被告の右主張は失当である。

以上考察したところからすれば、被告の指定した手続の履践が本件申請の要件 であると解する限り、右指定手続は違法、無効といわざるを得ない。

てめると解する限り、石指定手続は達法、無効といわさるを得ない。 しかしながら、右指定手続が成文化されておらず、申請者に対し口頭で説明されていること、また、申請者が解同に属する場合にはその所属地協を経由して申請書等 を提出するのにも利点があることをも考え合わせると、ここでは右指定手続を合理 的に解釈し、右は申請行為の有効要件たる性格を有しない訓示的なもの(いわば行 政当局の希望を述べたもの)に過ぎないとみるのが相当である。

従つて、原告らが右指定手続を履践していないからといつて、本件進学奨励金等の

交付申請行為が存在しないということはできず、被告の主張は採用できない。 三 次に、被告が原告の右申請につき決定をしないことが違法であるかどうかについて判断する。

原告が、被告に対し、昭和五三年三月二九日に本件進学奨励金等の交付申請をなし たことは前認定のとおりであり、被告が本件口頭弁論終結時に至るも支給するか否かにつき決定をしないことは、当事者間に争いがない。

被告が原告の申請に何の応答もしないのは、本件要綱に基づく申請は行訴法三条五 項にいう「法令に基づく申請」に該らず、また、原告が被告の指定した手続を履践 していないため申請行為が存在しないという理由によるものであるが、被告の右主 張が失当であることは前述のとおりであり、前記二1(一)、(二)の事実関係を 前提とするかぎり、原告の代理人が本件要綱による本件進学奨励金等の交付申請書及び所定の必要書類を被告に提出したことにより、有効に本件進学奨励金等の申請をしたものと認めることができる。

しかるに、被告は、本件申請がなされた後長期間を経過しても、原告に対し本件進学奨励金等の交付の許否につきいずれの決定もなさず、かつ将来その決定をなす意思があるとも認められないが、それが本件申請をなした原告の地位を不安定ならしめることはいうまでもないから、被告の右不作為は違法であるといわざるを得ない。

四 以上の次第で、原告の請求は理由があるから、これを認容することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。